

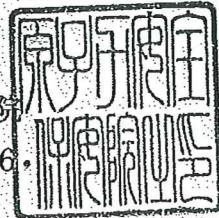
経済産業省

平成21・10・20原院第3号

平成21年10月23日

液化石油ガス販売事業者等に係る重要施設における保安管理の確認について（依頼）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-09-6



平成21年11月中旬に、オバマ・アメリカ合衆国大統領が来日する予定であり、平成21年10月9日付け警察庁内備発第207号をもって、警察庁警備局長から同大統領の来日をめぐっては、テロ、ゲリラ事件等の発生が懸念されることから、当省に対し、自主警備体制の強化を指導すること等について要請がありました。

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、今回の要請を踏まえ、液化石油ガス販売事業者等の有する施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認することが必要と考えます。

つきましては、当院は、液化石油ガス販売事業者等に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項について、最新の知見を踏まえて再確認するとともに、現場で有効に機能しているかを確認すること。

(1) 液化石油ガスの貯蔵施設（以下「施設」という。）における自主警備体制の強化

① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止柵、施錠等の設置状況

- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視方法
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理方法
- ④ 不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡回点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 保安管理に係る情報漏えい防止対策

(2) 連絡体制の確立

- ① 非常時における警察等関係機関への連絡通報（最新の情報に基づく連絡体制の整備、代替連絡先・手段の確立、その方法・手段の従業者への周知徹底等）
- ② 盗難・紛失発生情報及び不審者情報等の警察への通報連絡の徹底（従業者への周知徹底等）

2. 上記1. の再確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。